

愛知県・(一社) 愛知県産業廃棄物協会 共催 産業廃棄物処理業優良化セミナー開催

廃棄物処理法の改正によって創設された、優良産業廃棄物処理業者認定制度の更なる周知等を図るために「産業廃棄物処理業優良化セミナー」が、10月13日（金）午後1時30分から三の丸庁舎 大会議室（名古屋市中区）にて115名参加のもと開催されました。

開会の挨拶を愛知県環境部資源循環推進課主幹 武田祥延氏、愛産協事務局専務理事 渡邊 修氏が述べ、セミナーが始まりました。

「優良産業廃棄物処理業者認定制度について」は、愛知県環境部資源循環推進課技師 浅井文崇氏が解説をしました。①優良産業廃棄物処理業者認定制度では、優良認定業者のメリットとして、許可の有効期間が7年に延長、許可証に優良マークが記載、産廃情報ネットで紹介等を挙げました。排出事業者のメリットとして、Web上で優れた委託先候補を容易に選択でき、優良認定業者に委託していれば処理状況が公表情報により確認が可能となり、管理負担が低減できるとのことでした。②優良認定申請、優良基準では、優良認定の申請は更新許可申請にあわせて行います。③申請の留意事項では、環境省の「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」を参照し、公表事項や提出書類について、優良基準に適合しているか十分に確認をしてくださいとのことでした。

「エコアクション21認証取得について」は、協会事務局専務理事 渡邊 修氏が解説をしました。中小企業でも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、自主的な環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するための環境経営システムであるとのことでした。取組のメリットとして、コスト削減、企業イメージのアップと信頼性の向上、サプライチェーンの強化、安い審査料・登録費用等を挙げました。

「電子マニフェストの仕組みと運用について」は、

協会事務局環境カウンセラー 相宮良一氏が解説をしました。電子マニフェストの概要から始まり、電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較、導入のメリットでは、事務処理の効率化、法令遵守、データの透明性を挙げました。現在導入を検討されている企業の方は、協会事務局へ問合せをしてくださいとのことでした。

「廃棄物処理法施行令等の改正（水銀関係）について」は、愛知県環境部資源循環推進課主任 加納正也氏が解説をしました。廃棄物処理法施行令等の改正内容では、平成29年10月1日より施行された「廃水銀等に対する新たな措置」にある“処分基準の追加”、“廃水銀等の硫化施設を産業廃棄物処理施設に追加”について説明がありました。適切な処理についての確認方法は、環境省告示「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」、「水銀廃棄物ガイドライン」を参照してくださいとのことでした。

愛知県からは、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いの有無について、許可証に記載する方針であるとのことでした。処分業者、収集運搬業者の方は、原則更新許可申請、変更許可申請及び許可証の書換えを伴う変更届の際に届出書を提出するとのことでした。その後質疑応答が行われセミナーは終了しました。

11月7日（火）午後1時30分から西三河総合庁舎 大会議室（岡崎市明大寺本町）におきましても、同内容のセミナーが開催され支部会員の方が多数参加されました。

